

# 栃木県立宇都宮清陵高等学校同窓会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は、栃木県立宇都宮清陵高等学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は、会員相互の親睦と、母校の発展を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、事務局を栃木県立宇都宮清陵高等学校内に置く。

## 第2章 会 員

- 第4条 本会、次の会員で組織する。
- (1) 普通会员、栃木県立宇都宮清陵高等学校を卒業した者
  - (2) 特別会員、栃木県立宇都宮清陵高等学校の現教職員及び旧教職員

## 第3章 組 織

- 第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 執行役員
  - (2) 理 事 各年度1名
- ②執行役員は次のとおりとする。
- ・ 会 長 1名
  - ・ 副 会 長 若干名
  - ・ 書 記 若干名
  - ・ 会 計 若干名
  - ・ 庶 務 若干名
  - ・ 顧 問 1名（学校長に委嘱）
  - ・ 事務局員 若干名

- 第6条 本会に年次委員を置く。

年次委員は、卒業年度毎に当該卒業年度の卒業生の中から若干名選出する。

- 第7条 会長・副会長及び会計監査は、総会にて会員の中から選出し、他は、会長が委嘱する。
- ただし、理事は、各年度の年次委員の中から選出し、会長が委嘱する。

- 第8条 役員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員のために補充された役員の任期は、現任者の在任期間とする。

## 第4章 職 務

- 第9条 役員、年次委員の職務は、次の通りとする。

- |       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 会 長   | 本会を代表し、会務を総理する。                    |
| 副 会 長 | 会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。        |
| 書 記   | 会務の能率的な運営を図るために、諸帳簿を整理保管する。        |
| 会 計   | 会計事務を処理する。また、総会において予算案の説明と決算報告をする。 |
| 庶 務   | 本会の庶務的業務一切を行う。                     |
| 理 事   | 本会の事業の企画運営にあたる。                    |
| 年次委員  | 本会の事業が円滑に行われるよう、理事に協力する。           |
| 顧 問   | 顧問は会長が推薦し役員会及び総会で承認した者ならびに本校校長とする。 |
| 事務局員  | 本校勤務中の特別会員がこれにあたり、会長の下で一般事務を処理する。  |

## 第5章 事業

第10条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会報の発行
- (2) 会員名簿の作成
- (3) ホームページ等による情報発信
- (4) **会員の親睦に関する事業**
- (5) その他必要と認められる事業

## 第6章 会議

第11条 本会の会議は、総会、役員会及び年次委員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

第12条 総会は、会員で構成する。

役員会は原則として執行役員及び会長が指名した者で構成する。

年次委員会は、理事及び年次委員で構成する。

第13条 通常総会は、毎年1回開催するものとし、臨時総会・役員会及び年次委員会は、必要に応じて会長の招集によって開く。

第14条 議決は出席会員の過半数の賛成により成立するものとする。

総会及び役員会の開催ができないと会長が判断した場合、執行役員の書面決議をもって議決することができる。

第15条 総会・役員会の議長は会長とし、年次委員会の議長は理事とする。

第16条 総会の開催通知は新聞に広告するほか、その他の方法によるものとする。

## 第7章 会計

第17条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第18条 本会の経費は、会員の入会金・会費及び寄付金をもって充当する。普通会员は入会の時、入会金として2,000円、終身会費として5,000円を納入する。

## 第8章 会計監査

第19条 この会の会計を監査するために、会計監査2名をおく。

第20条 会計監査は、毎年年1回、本会会計を監査し、総会において監査報告をする。

第21条 会計監査の選出・任期は、役員に準ずる。

## 第9章 慶弔その他

第22条 会員に慶弔のあった時には、別に定める慶弔規程により、本会の名をもってその意を表す。

## 第10章 支部

第23条 会員の居住する地域に支部を置くことができる。支部は、本部と連絡を密にし、本会の発展に寄与する。

## 第 11 章 改 正

第 24 条 この会則は、総会において、出席会員の過半数の同意によって、改正することができる。  
附則

この会則は昭和 63 年 3 月 3 日から施行する。

附則（平成 6 年 5 月 28 日一部改正）

この会則は平成 6 年 5 月 28 日から施行する。

附則（平成 9 年 6 月 7 日一部改正）

この会則は平成 9 年 6 月 7 日から施行する。

附則（平成 19 年 6 月 9 日一部改正）

この会則は平成 19 年 6 月 9 日から施行する。

附則（平成 21 年 6 月 13 日一部改正）

この会則は平成 21 年 6 月 13 日から施行する。

附則（令和 2 年 10 月 17 日一部改正）

この会則は令和 2 年 10 月 17 日から施行する。

附則（令和 3 年 6 月 12 日一部改正）

この会則は令和 3 年 6 月 12 日から施行する。

附則（令和 4 年 6 月 11 日一部改正）

この会則は令和 4 年 6 月 11 日から施行する。

## 栃木県立宇都宮清陵高等学校同窓会 慶弔規程

第1条 この規程は、本会の会員に適用する。

第2条 本校の同窓会として・慶弔の意を表する場合は、以下の規程による。

- (1) 普通会员死亡の場合は、弔電をおくる。
- (2) 役員及び現教職員死亡の場合は、香料と供物をおくる。
- (3) 死亡以外の事由で見舞等の必要があると認めた場合は、役員会の承認を経て、適当な額の見舞金をおくることができる。

第3条 第2条の規程によりがたい場合は、役員会で協議の上、決定することができる。

第4条 この規程は、役員会の決議により改正することができる。

附 則

この規程は、昭和63年3月3日から施行する。

附 則（平成23年6月11日一部改正）

この規程は、平成23年6月11日から施行する。

附 則（令和3年6月12日一部改正）

この規程は、令和3年6月12日から施行する。

## 栃木県立宇都宮清陵高等学校同窓会 旅費規程

第1条 この規程は、本会の役員及び会計監査に適用する。

第2条 同窓会役員会に出席する者および会長が必要と認めた行事や会合に参加した者には、一律2,000円を交通費として支給する。

第3条 この規程は、役員会の決議により改定することができる。

附 則

この規程は、平成23年6月11日から施行する。

附 則（令和2年10月17日一部改正）

この規程は、令和2年10月17日から施行する。

附 則（令和3年6月12日一部改正）

この会則は令和3年6月12日から施行する。

附 則（令和7年6月14日一部改正）

この会則は令和7年6月14日から施行する。

# 栃木県立宇都宮清陵高等学校同窓会 応援費規程

## (趣 旨)

第1条 この規定は、栃木県立宇都宮清陵高等学校在校生に適用する。

第2条 栃木県立宇都宮清陵高等学校が設立している部活動・同好会活動や校外活動において在学中に母校の名誉を著しく高める活躍をした生徒に対して、以下の要件を満たした場合に横断幕等の寄贈や激励金を以て支援する。

## (対 象)

第3条 高体連・高野連・高文連、またはそれに準ずる団体が主催する関東大会、全国大会・全国大会以上に出場する部活動・同好会活動・在校生徒であることとする。

## (支援内容)

第4条 激励金を以て支援する場合は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 全国大会・全国大会以上

：団体出場の場合、10,000 円 個人出場の場合、人数に関わりなく 5,000 円を激励金として支援する。

(2) 関東大会：団体出場の場合、5,000 円、個人出場の場合、人数に関わりなく 3,000 円を激励金として支援する。

(3) 上記以外に必要な状況に応じ、役員会の協議により支援することができる。

## (決 定)

第5条 支援の具体的内容は学校またはPTAと協議の上決定する。

## (報 告)

第6条 該当部活動・同好会活動・在校生徒は、大会報告を事務局に行うものとする。  
事務局は、同窓会役員会及び総会に報告する。

## (激励金拠出金)

第7条 拠出金は、同窓会の応援費をもって充てる。

## (改 正)

第8条 この規程は、役員会の決議により改正することができる。

## 附 則

この規程は、令和2年10月17日から施行する。

## 附 則 (令和3年6月12日一部改正)

この規程は、令和3年6月12日から施行する。